

議案第33号

専決処分の承認を求めることについて

下記の事件について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、議会の承認を求める。

令和5年6月2日提出

飯能市長 新井重治

記

- 1 飯能市税条例の一部を改正する条例

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和5年3月31日

飯能市長 新井重治

記

- 1 飯能市税条例の一部を改正する条例

飯能市税条例の一部を改正する条例

飯能市税条例（昭和25年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第33条の5中「又は」の次に「第5号の15の2様式若しくは」を加え、「によって」を「により」に改める。

第33条の7第1項及び第5項中「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」を加える。

第33条の9第1項中「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に改める。

第85条第1項及び第5項並びに第88条第1項中「第34号の2の5様式」の次に「又は第34号の2の5の2様式」を加える。

附則第4条第1項中「令和6年度」を「令和9年度」に改める。

附則第6条中「、第63条又は第64条」を「又は第63条」に、「、第63条若しくは第64条」を「若しくは第63条」に改める。

附則第6条の2第3項中「附則第15条第15項」を「附則第15条第14項」に改め、同条第4項中「附則第15条第22項」を「附則第15条第21項」に改め、同条第5項中「附則第15条第23項第1号」を「附則第15条第22項第1号」に改め、同条第6項中「附則第15条第23項第2号」を「附則第15条第22項第2号」に改め、同条第7項中「附則第15条第23項第3号」を「附則第15条第22項第3号」に改め、同条第8項中「附則第15条第24項第1号」を「附則第15条第23項第1号」に改め、同条第9項中「附則第15条第24項第2号」を「附則第15条第23項第2号」に改め、同条第10項中「附則第15条第26項第1号イ」を「附則第15条第25項第1号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第26項第1号ロ」を「附則第15条第25項第1号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第26項第1号ハ」を「附則第15条第25項第1号ハ」に改め、同条第13項中「附則第15条第26項第1号ニ」を「附則第15条第25項第1号ニ」に改め、同条第14項中「附則第15条第26項第2号イ」を「附則第15条第25項第2号イ」に改め、同条第15項中「附則第15条第26項第2号ロ」を「附則第15条第25項第2号ロ」に改め、同条第16項中「附則第15条

第26項第2号ハ」を「附則第15条第25項第2号ハ」に改め、同条第17項中「附則第15条第26項第3号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」に改め、同条第18項中「附則第15条第26項第3号ロ」を「附則第15条第25項第3号ロ」に改め、同条第19項中「附則第15条第26項第3号ハ」を「附則第15条第25項第3号ハ」に改め、同条第20項中「附則第15条第29項」を「附則第15条第28項」に改め、同条第21項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同条第22項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第23項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第38項」に改め、同条第24項中「附則第15条第43項」を「附則第15条第42項」に改め、同条第25項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改め、同条第27項を削る。

附則第6条の3第12項中「附則第7条第13項」を「附則第7条第17項」に改める。

附則第6条の4第2項中「令和3年度分及び令和4年度分」を「令和5年度分及び令和6年度分」に改める。

附則第11条の3を削り、附則第11条の3の2を附則第11条の3とする。

附則第11条の7第3項を削る。

附則第12条第1項中「第8項」を「第4項」に改め、同条第2項中「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」に、「令和3年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、同条第3項から第6項までを削り、同条第7項中「附則第30条第7項」を「附則第30条第3項」に、「3輪以上のガソリン軽自動車」を「3輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）」に改め、「、当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句

は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア(Ⅱ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(Ⅱ)a中「6,900円」とあるのは「3,500円」に改め、同項を同条第3項とし、同条第8項中「附則第30条第8項」を「附則第30条第4項」に改め、「、当該ガソリン軽自動車」が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア(Ⅱ)中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア(Ⅱ)a中「6,900円」とあるのは「5,200円」に改め、同項を同条第4項とする。

附則第12条の2第1項中「第8項」を「第4項」に改める。

附則第13条の2第1項及び第2項中「令和5年度」を「令和8年度」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の飯能市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第1条第4号に掲げる規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第64条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下この項において「特例対象資産」という。）（中小事業者等が、同条に規定する

リース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第3条 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得されたこの条例による改正前の飯能市税条例附則第11条の3及び第11条の7第3項に規定する3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

2 新条例附則第12条の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

飯能市税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等)</p>	<p>(給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等)</p>
<p>第33条の5 前条の特別徴収義務者は、月割額を徴収した月の翌月10日までに、その徴収した月割額を施行規則第5号の15様式又は<u>第5号の15の2様式若しくは施行規則第2条の6の規定により総務大臣が定めた様式による納入書により</u>納入しなければならない。</p>	<p>第33条の5 前条の特別徴収義務者は、月割額を徴収した月の翌月10日までに、その徴収した月割額を施行規則第5号の15様式又は施行規則第2条の6の規定により総務大臣が定めた様式による<u>納入書によって</u>納入しなければならない。</p>
<p>(法人の市民税の申告納付)</p>	<p>(法人の市民税の申告納付)</p>
<p>第33条の7 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第31項、第34項及び第35項の規定による申告書(第9項、第10項及び第12項において「納税申告書」という。)を、同条第1項、第2項、第31項及び第35項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第34項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第2項後段の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式<u>又は第22号の4の2様式</u>による納付書により納付しなければならない。</p>	<p>第33条の7 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第31項、第34項及び第35項の規定による申告書(第9項、第10項及び第12項において「納税申告書」という。)を、同条第1項、第2項、第31項及び第35項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第34項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第2項後段の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。</p>
<p>2～4 省略</p>	<p>2～4 省略</p>
<p>5 法第321条の8第34項に規定</p>	<p>5 法第321条の8第34項に規定</p>

する申告書（同条第33項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項又は第31項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（申告書を提出した日（同条第35項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から1箇月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第22号の4様式又は第22号の4の2様式による納付書により納付しなければならない。

6～16 省略

（法人の市民税に係る不足税額の納付の手續）

第33条の9 法人の市民税の納税者は、法第321条の12の規定に基づく納付の通知を受けた場合には、当該不足税額を当該通知書の指定する期限までに、施行規則第22号の4様式又は第22号の4の2様式による納付書により納付しなければならない。

2 前項の場合には、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項又は第31項の納期限（同条第35項

する申告書（同条第33項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項又は第31項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（申告書を提出した日（同条第35項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から1箇月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

6～16 省略

（法人の市民税に係る不足税額の納付の手續）

第33条の9 法人の市民税の納税者は、法第321条の12の規定に基づく納付の通知を受けた場合には、当該不足税額を当該通知書の指定する期限までに、施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項又は第31項の納期限（同条第

の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項又は第2項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1箇月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

3～4 省略

(たばこ税の申告納付の手続)

第85条 前条の規定によってたばこ税を申告納付すべき者(以下この節において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数(以下この節において「課税標準数量」という。)及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第83条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金

35項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項又は第2項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1箇月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

3～4 省略

(たばこ税の申告納付の手続)

第85条 前条の規定によってたばこ税を申告納付すべき者(以下この節において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数(以下この節において「課税標準数量」という。)及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第83条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金

を施行規則第34号の2の5様式又は第34号の2の5の2様式による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第83条第3項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

2～4 省略

5 前項の修正申告書に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る第1項又は第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限。第88条第2項において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して、施行規則第34号の2の5様式又は第34号の2の5の2様式による納付書によって納付しなければならない。

（たばこ税に係る不足税額等の納付手続）

第88条 たばこ税の納税義務者は、法第481条、第483条又は第484条の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知

を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第83条第3項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

2～4 省略

5 前項の修正申告書に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る第1項又は第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限。第88条第2項において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して、施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

（たばこ税に係る不足税額等の納付手続）

第88条 たばこ税の納税義務者は、法第481条、第483条又は第484条の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知

書の指定する期限までに、施行規則第34号の2の5様式又は第34号の2の5の2様式による納付書によって納付しなければならない。

2 省略

附 則

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第4条 昭和57年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第29条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第29条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

2～3 省略

(読替規定)

第6条 法附則第15条から第15条の3の2まで又は第63条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第46条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は

書の指定する期限までに、施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

2 省略

附 則

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第4条 昭和57年度から令和6年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第29条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第29条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

2～3 省略

(読替規定)

第6条 法附則第15条から第15条の3の2まで、第63条又は第64条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第46条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条

附則第15条から第15条の3の2まで若しくは第63条」とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第6条の2 省略

2 省略

3 法附則第15条第14項に規定する条例で定める割合は、5分の3(都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第14項に規定する条例で定める割合は、2分の1)とする。

4 法附則第15条第21項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

5 法附則第15条第22項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

6 法附則第15条第22項第2号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

7 法附則第15条第22項第3号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

8 法附則第15条第23項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

9 法附則第15条第23項第2号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

10 法附則第15条第25項第1号

の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで、第63条若しくは第64条」とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第6条の2 省略

2 省略

3 法附則第15条第15項に規定する条例で定める割合は、5分の3(都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第15項に規定する条例で定める割合は、2分の1)とする。

4 法附則第15条第22項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

5 法附則第15条第23項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

6 法附則第15条第23項第2号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

7 法附則第15条第23項第3号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

8 法附則第15条第24項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

9 法附則第15条第24項第2号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

10 法附則第15条第26項第1号

<p>イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p>	<p>イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p>
<p>1 1 <u>法附則第15条第25項第1号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p>	<p>1 1 <u>法附則第15条第26項第1号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p>
<p>1 2 <u>法附則第15条第25項第1号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p>	<p>1 2 <u>法附則第15条第26項第1号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p>
<p>1 3 <u>法附則第15条第25項第1号ニ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p>	<p>1 3 <u>法附則第15条第26項第1号ニ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p>
<p>1 4 <u>法附則第15条第25項第2号イ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。</p>	<p>1 4 <u>法附則第15条第26項第2号イ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。</p>
<p>1 5 <u>法附則第15条第25項第2号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。</p>	<p>1 5 <u>法附則第15条第26項第2号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。</p>
<p>1 6 <u>法附則第15条第25項第2号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。</p>	<p>1 6 <u>法附則第15条第26項第2号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。</p>
<p>1 7 <u>法附則第15条第25項第3号イ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p>	<p>1 7 <u>法附則第15条第26項第3号イ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p>
<p>1 8 <u>法附則第15条第25項第3号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p>	<p>1 8 <u>法附則第15条第26項第3号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p>

19 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

20 法附則第15条第28項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

21 法附則第15条第32項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

22 法附則第15条第33項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

23 法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

24 法附則第15条第42項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

25 法附則第15条第43項に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

26 省略

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第6条の3 省略

2～11 省略

12 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次

19 法附則第15条第26項第3号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

20 法附則第15条第29項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

21 法附則第15条第33項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

22 法附則第15条第34項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

23 法附則第15条第39項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

24 法附則第15条第43項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

25 法附則第15条第44項に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

26 省略

27 法附則第64条に規定する条例で定める割合は、0とする。

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第6条の3 省略

2～11 省略

12 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次

に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第17項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) 省略

(5) 施行規則附則第7条第17項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) 省略

13 省略

（平成28年熊本地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等）

第6条の4 省略

2 法附則第16条の2第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける土地に係る令和5年度分及び令和6年度分の固定資産税については、第60条の規定は適用しない。

3～4 省略

に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第13項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) 省略

(5) 施行規則附則第7条第13項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) 省略

13 省略

（平成28年熊本地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等）

第6条の4 省略

2 法附則第16条の2第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける土地に係る令和3年度分及び令和4年度分の固定資産税については、第60条の規定は適用しない。

3～4 省略

（軽自動車税の環境性能割の非課税）

第11条の3 法第451条第1項第1号（同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用のもの

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第11条の3 省略

2～4 省略

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第11条の7 省略

2 省略

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第12条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自

に限る。以下この条において同じ。)
に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間(附則第11条の7第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第69条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第11条の3の2 省略

2～4 省略

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第11条の7 省略

2 省略

3 自家用の3輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第70条の3(第2号に係る部分に限る。)及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第12条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第8項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自

自動車税の種別割に係る第71条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

省略

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第71条の規定の適用については、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

省略

自動車税の種別割に係る第71条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

省略

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第71条の規定の適用については、当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

省略

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この条において「ガソリン軽自動車」という。）のうち3輪以上のものに対する第71条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(Ⅰ)	3,900円	2,000円
第2号ア(Ⅱ)	6,900円	3,500円

a	10,800円	5,400円
第2号ア例	3,800円	1,900円
b	5,000円	2,500円

4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第71条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア例	3,900円	3,000円
第2号ア例	6,900円	5,200円
a	10,800円	8,100円
第2号ア例	3,800円	2,900円
b	5,000円	3,800円

5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第71条の規定の適用については、当該軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄

に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

6 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第71条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける3輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）（営業用の乗用のものに限る。）に対する第71条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(イ)a中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。

7 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（営業用の乗用のものに限る。）に対する第71条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字

4 法附則第30条第4項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。)に対する第71条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア(ロ)中「6,900円」とあるのは「5,200円」とする。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第12条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

2～3 省略

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

句とする。

8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。)に対する第71条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第12条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第8項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

2～3 省略

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第13条の2 昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)～(2) 省略

2 前項の規定は、昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る

第13条の2 昭和63年度から令和5年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)～(2) 省略

2 前項の規定は、昭和63年度から令和5年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る

課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 省略

課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 省略

8 平成二十五年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に新たに取得された旧法附則第十五条第二十七項に規定する鉄道施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

9 平成二十九年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に受けた旧法附則第十五条第三十三項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

10 令和三年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に取得（共有持分の取得を含む）又は改良が行われた旧法附則第十六条の第二十一項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

11 施行日から附則第一号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新法附則第十七条の第二項の表附則第十五条第九項、第十六項、第十九項、第三十一項から第三十五項まで、第三十八項、第三十九項、第四十三項及び第四十六項、第四十五條の第二項並びに第三十五條の三の項及び新法附則第十七条の第二項の表附則第十五条第九項、第十六項、第十九項、第三十一項から第三十五項まで、第三十八項、第三十九項、第四十三項及び第四十六項、第四十五條の第二項並びに第十五條の三の項の規定の適用については、これらの規定中、「第四十三項及び第四十六項」とあるのは、「及び第四十三項」とする。

（軽自動車税に関する経過措置）

第十七条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

2 新法第四百四十五條第三項の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、七号施行日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同項の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、七号施行日の属する年度の翌年度（七号施行日が四月一日である場合には、七号施行日の属する年度）以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。

3 新法第四百四十六條、第四百五十一條及び附則第二十九條の九の規定は、一号施行日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、一号施行日前に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

4 施行日以後最初に行う地方税法第四百四十六條第四項の規定による見直しは、同項の規定にかかわらず、令和八年四月一日以後に新法第四百四十六條第一項から第三項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車の範囲について行うものとする。

5 施行日以後最初に行う地方税法第四百五十一條第六項の規定による見直しは、同項の規定にかかわらず、令和八年四月一日以後に新法第四百五十一條第一項から第五項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車の範囲について行うものとする。

6 新法第四百六十三條の三第二項から第八項まで及び第四百六十三條の四第三項の規定は、一号施行日以後に地方税法第四百五十五條第一項に規定する申告書の提出期限が到来する軽自動車税の環境性能割について適用し、一号施行日前に当該提出期限が到来した軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。この場合において、一号施行日前に当該提出期限が到来した軽自動車税の環境性能割に係る旧法第四百六十三條の三の不申告加算金（同条第五項の規定の適用があるものに限る。）又は旧法第四百六十三條の四の重加算金（同条第二項の規定の適用があるものに限る。）は、新法第四百六十三條の三第五項第二号に規定する特定不申告加算金等とみなす。

7 新法附則第三十條の規定は、令和五年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和四年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

8 附則第一号に掲げる規定による改正後の地方税法附則第三十條の二の規定は、令和六年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和五年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

第十八条 七年新法の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、四号施行日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、四号施行日前に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

2 四号施行日以後における前条第四項及び第五項の規定の適用については、同条第四項中「地方税法第四百四十六條第四項」とあるのは「附則第一号に掲げる規定による改正後の地方税法（次項において「七号新法」という。）第四百四十六條第四項」と、「新法第四百四十六條第一項」とあるのは「同条第一項」と、同条第五項中「地方税法第四百五十一條第六項」とあるのは「七号新法第四百五十一條第六項」と、「新法第四百五十一條第一項」とあるのは「同条第一項」とする。

（市町村たばこ税に関する経過措置）

第十九条 新法第四百八十三條第二項から第八項まで及び第四百八十四條第三項の規定は、一号施行日以後に地方税法第四百八十三條第一項に規定する申告書の提出期限が到来する市町村たばこ税について適用し、一号施行日前に当該提出期限が到来した市町村たばこ税については、なお従前の例による。この場合において、一号施行日前に当該提出期限が到来した市町村たばこ税に係る旧法第四百八十三條の不申告加算金（同条第五項の規定の適用があるものに限る。）又は旧法第四百八十四條の重加算金（同条第二項の規定の適用があるものに限る。）は、新法第四百八十三條第五項第二号に規定する特定不申告加算金等とみなす。

（飲産税に関する経過措置）

第二十條 新法第五百三十六條第二項から第八項まで及び第五百三十七條第三項の規定は、一号施行日以後に申告書の提出期限が到来する飲産税について適用し、一号施行日前に当該提出期限が到来した飲産税については、なお従前の例による。この場合において、一号施行日前に当該提出期限が到来した飲産税に係る旧法第五百三十六條の不申告加算金（同条第五項の規定の適用があるものを除く。）又は旧法第五百三十七條の重加算金（同条第二項の規定の適用があるものに限る。）は、新法第五百三十六條第五項第二号に規定する特定不申告加算金等とみなす。

（特別土地保有税に関する経過措置）

第二十一條 新法第六百九十九條第二項から第八項まで及び第六百十條第三項の規定は、一号施行日以後に地方税法第六百九十九條第一項に規定する申告書の提出期限が到来する特別土地保有税について適用し、一号施行日前に当該提出期限が到来した特別土地保有税については、なお従前の例による。この場合において、一号施行日前に当該提出期限が到来した特別土地保有税に係る旧法第六百九十九條の不申告加算金（同条第五項の規定の適用があるものを除く。）又は旧法第六百十條の重加算金（同条第二項の規定の適用があるものに限る。）は、新法第六百九十九條第五項第二号に規定する特定不申告加算金等とみなす。

（市町村法定外普通税に関する経過措置）

第二十二條 新法第六百八十八條第二項から第八項まで及び第六百八十九條第三項の規定は、一号施行日以後に地方税法第六百八十八條第一項に規定する納入申告書の提出期限が到来する市町村法定外普通税について適用し、一号施行日前に当該提出期限が到来した市町村法定外普通税については、なお従前の例による。この場合において、一号施行日前に当該提出期限が到来した市町村法定外普通税に係る旧法第六百八十八條の不申告加算金（同条第五項の規定の適用があるものを除く。）又は旧法第六百八十九條の重加算金（同条第二項の規定の適用があるものに限る。）は、新法第六百八十八條第五項第二号に規定する特定不申告加算金等とみなす。

（入湯税に関する経過措置）

第二十三條 新法第七百一条の十二第二項から第八項まで及び第七百一条の十三第三項の規定は、一号施行日以後に納入申告書の提出期限が到来する入湯税について適用し、一号施行日前に当該提出期限が到来した入湯税については、なお従前の例による。この場合において、一号施行日前に当該提出期限が到来した入湯税に係る旧法第七百一条の十二の不申告加算金（同条第五項の規定の適用があるものを除く。）又は旧法第七百一条の十三の重加算金（同条第二項の規定の適用があるものに限る。）は、新法第七百一条の十二第五項第二号に規定する特定不申告加算金等とみなす。

3 新法第百四十九条、第百五十七号条及び附則第十二条の二の十一の規定は、一号施行日以後に取得された自動車に対して課すべき自動車税の環境性能割について適用し、一号施行日前に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

4 施行日以後最初に行う地方税法第百四十九号条第四項の規定による見直しは、同項の規定にかかわらず、令和八年四月一日以後に新法第百四十九号条第一項から第三項までの規定の適用を受ける自動車の範囲について行うものとする。

5 施行日以後最初に行う地方税法第百五十七号条第六項の規定による見直しは、同項の規定にかかわらず、令和八年四月一日以後に新法第百五十七号条第一項から第五項までの規定の適用を受ける自動車の範囲について行うものとする。

6 新法第百七十一号条第二項から第八項まで及び第百七十二号条第三項の規定は、一号施行日以後に地方税法第百六十一号条第一項に規定する申告書の提出期限が到来する自動車税の環境性能割について適用し、一号施行日前に当該提出期限が到来した自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。この場合において、一号施行日前に当該提出期限が到来した自動車税の環境性能割に係る旧法第百七十一号条の不申告加算金(同条第五項の規定の適用があるものを除く)又は旧法第百七十二号条の重加算金(同条第二項の規定の適用があるものに限り)は、新法第百七十一号条第五項第二号に規定する特定不申告加算金等とみなす。

7 新法附則第十二条の三の規定は、令和五年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和四年度分までの自動車税の種別割については、なお従前の例による。

8 附則第一条第一号に掲げる規定による改正後の地方税法附則第十二条の五の規定は、令和五年度分の一号施行日以後に納税義務が発生した者に課する自動車税の種別割及び令和六年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和五年度分までの一号施行日前に納税義務が発生した者に課する自動車税の種別割については、なお従前の例による。

2 四号施行日以後における前条第四項及び第五項の規定の適用については、同条第四項中「地方税法第百四十九号条第四項」とあるのは「附則第一条第四号に掲げる規定による改正後の地方税法(次項において「七年新法」という)第百四十九号条第五項」と、新法第百四十九号条第一項から第三項まで「とあるのは「同条第一項から第四項まで」と、同条第五項中「地方税法第百五十七号条第六項」とあるのは「七年新法第百五十七号条第七項」と、新法第百五十七号条第一項から第五項まで「とあるのは「同条第一項から第六項まで」ととする。

(道府県法外普通通税に関する経過措置)

第十三条 新法第二百七十八号条第二項から第八項まで及び第二百七十九号条第三項の規定は、一号施行日以後に地方税法第二百七十六号条第一項に規定する納入申告書の提出期限が到来する道府県法外普通通税について適用し、一号施行日前に当該提出期限が到来した道府県法外普通通税については、なお従前の例による。この場合において、一号施行日前に当該提出期限が到来した道府県法外普通通税に係る旧法第二百七十八号条の不申告加算金(同条第五項の規定の適用があるものを除く)又は旧法第二百七十九号条の重加算金(同条第二項の規定の適用があるものに限り)は、新法第二百七十八号条第五項第二号に規定する特定不申告加算金等とみなす。

(市町村民税に関する経過措置)

第十四条 新法第三百十四号条の規定は、施行日以後に発生する同条第一項に規定する特定非常災害に適用する。施行日から令和六年三月三十一日までの間に効力を生ずる新法第三百十四号条の七第二項の規定による指定に係る同項の規定の適用については、同項第四号中「この項の規定により受けようとする指定の効力を生ずる日前一年以内」とあるのは、「令和五年四月一日からこの項の規定により受けようとする指定の効力を生ずる日の前日までの間」とする。

3 新法第三百十七号条の三の第二項の規定は、令和七年一月一日以後に支払を受けるべき地方税法第三百十七号条の二第一項ただし書に規定する給与(以下この項において「給与」という)について提出する同法第三百十七号条の三の二第一項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

4 新法第三百十七号条の六第七項の規定は、施行日以後に提出すべき同項に規定する報告書について適用し、施行日前に提出すべき旧法第三百十七号条の六第七項に規定する報告書については、なお従前の例による。

5 新法第三百二十八号条の十一第二項から第八項まで及び第三百二十八号条の十二第三項の規定は、一号施行日以後に地方税法第三百二十八号条の九第一項に規定する納入申告書の提出期限が到来する個人の市町村民税について適用し、一号施行日前に当該提出期限が到来した個人の市町村民税については、なお従前の例による。この場合において、一号施行日前に当該提出期限が到来した個人の市町村民税に係る旧法第三百二十八号条の十一の不申告加算金(同条第五項の規定の適用があるものを除く)又は旧法第三百二十八号条の十二の重加算金(同条第二項の規定の適用があるものに限り)は、新法第三百二十八号条の十一第五項第二号に規定する特定不申告加算金等とみなす。

6 新法附則第三十五号条の三第十一項から第二十項までの規定は、同条第十一項の市町村民税の所得割の納税義務者が施行日以後に同条第一項に規定する払込みにより同項に規定する取得をする同項に規定する特定株式について適用し、旧法附則第三十五号条の三第十一項の市町村民税の所得割の納税義務者が施行日前に同条第一項に規定する払込みにより同項に規定する取得をした同項に規定する特定株式については、なお従前の例による。

7 新法第二百九十二号条第一項第四号(新租税特別措置法第四十二号条の十二の七の規定に係る部分に限る。以下この項において同じ)並びに附則第八号条第十一項(同号の規定に係る部分に限る。)及び第十二項(同号の規定に係る部分に限る。)の規定は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の市町村民税について適用する。

第十五条 附則第一条第五号に掲げる規定による改正後の地方税法第三百十四号条の二第一項(第十号の二に係る部分に限る。)の規定は、令和八年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、令和七年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第十六条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中固定資産税に関する部分は、令和五年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和四年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新法第三百五十三号条第一項及び第三百九十六号条第一項の規定は、二号施行日以後に行われるこれらの規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求について適用し、二号施行日前に行われた旧法第三百五十三号条第一項及び第三百九十六号条第一項の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求については、なお従前の例による。

3 新法第三百九十三号条第二項及び第三項の規定は、令和七年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和六年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

4 平成三十一年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五号条第四項に規定する家屋に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5 平成三十一年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に新たに取得された旧法附則第十五号条第八項に規定する設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6 平成二十七年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に新たに取得された旧法附則第十五号条第十五項に規定する家屋及び借却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

7 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律(平成二十七年法律第四十九号)の施行の日から令和五年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五号条第十八項に規定する家屋又は借却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

附則第十八条の三第二項第三号口及び第四項第三号口中「同年度分の固定資産税について」の下に「令和五年改正前の地方税法」を加える。

附則第二十一条の二第二項第二号イ中「について」の下に「令和五年改正前の地方税法」を加え、同号ロ中「令和四年度分の固定資産税について」の下に「令和五年改正前の地方税法」を加え、同項第三号口及び同条第二項の表附則第十八条第六項第四号の項中「同年度分の固定資産税について」の下に「令和五年改正前の地方税法」を加える。

附則第二十五条の三第二項第三号口及び第四項第三号口中「固定資産税について」の下に「令和五年改正前の地方税法」を加える。

附則第二十七条の四の二第二項第二号イ中「について」の下に「令和五年改正前の地方税法」を加え、同号ロ中「令和四年度分の固定資産税について」の下に「令和五年改正前の地方税法」を加え、同項第三号口及び同条第二項の表附則第十八条第六項第四号の項中「同年度分の固定資産税について」の下に「令和五年改正前の地方税法」を加える。

附則第二十九条の八の二を削る。
附則第二十九条の九第三項中「次項」の下に「及び第七項」を加え、同条第五項中「百分の十」を「百分の三十五」に改め、同条に次の一項を加える。
7 第四項の規定の適用を受けた国土交通大臣の認定等の申請をした者又はその一般承継人に対する法人税法の規定の適用については、同法第五十五条第四項中「次に掲げるもの」とあるのは「次に掲げるもの及び地方税法附則第二十九条の九第四項の規定による軽自動車税の環境性能割とする。

附則第二十九条の十八第三項を削る。
附則第三十条第一項中「第八項」を「第四項」に改め、同条第二項中「令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで」を「令和四年四月一日から令和八年三月三十一日まで」に、「令和三年度分」を「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、同条第三項から第六項までを削り、同条第七項中「三輪以上のガソリン軽自動車」を「三輪以上の第四百四十六号第一項第三号に規定するガソリン軽自動車(以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。)、平成三十年ガソリン軽自動車基準」を「同号イ(1)に規定する平成三十年ガソリン軽自動車基準(次項において「平成三十年ガソリン軽自動車基準」という。)」に、「平成十七年ガソリン軽自動車基準」を「同号イ(1)(ロ)に規定する平成十七年ガソリン軽自動車基準(次項において「平成十七年ガソリン軽自動車基準」という。)」に、「第四百四十六号第一項第三号イ(ロ)」を「同号イ(ロ)」に、「令和二年度基準エネルギー消費効率」を「同号イ(3)に規定する令和二年度基準エネルギー消費効率(次項において「令和二年度基準エネルギー消費効率」という。)」に改め、「当該ガソリン軽自動車」を「令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで」の間に初回車両番号指定を受けた場合には令和四年度分の軽自動車税の種別割に限り、令和五年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に、「令和五年度分」を「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第三項の表の上欄に掲げる同条第一項の規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句」を「同項第二号ロ中「三千九百円」とあるのは「二千円」と、同号八(1)(イ)中「六千九百円」とあるのは「三千五百円」に改め、同項を同条第三項とし、同条第八項中「当該ガソリン軽自動車」を「令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで」の間に初回車両番号指定を受けた場合には令和四年度分の軽自動車税の種別割に限り、令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に、「令和五年度分」を「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第四項の表の上欄に掲げる同条第一項の規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句」を「同項第二号ロ中「三千九百円」とあるのは「三千円」と、同号八(1)(イ)中「六千九百円」とあるのは「五千二百円」に改め、同項を同条第四項とする。

附則第三十条の二第二項中「第七項及び第八項」を削り、「第八項まで」を「第四項まで」に改め、「次項」の下に「及び第五項」を加え、同条第三項中「百分の十」を「百分の三十五」に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 第二項の規定の適用を受けた国土交通大臣の認定等の申請をした者又はその一般承継人に対する法人税法の規定の適用については、同法第五十五条第四項中「次に掲げるもの」とあるのは「次に掲げるもの及び地方税法附則第三十条の二第二項の規定による軽自動車税の種別割」とする。
附則第三十二条の三の見出しを削り、同条の前に見出しとして「事業所税の非課税」を付し、同条の次に次の一条を加える。
第三十二条の四 指定都市等は、国際博覧会に関する条約の適用を受けて令和七年に開催される国際博覧会(以下この項において「博覧会」という。)の会場内において設置される公益社団法人二千二百五十年日本国際博覧会協会との間に博覧会への出席参加契約を締結した者(博覧会に参加する外国政府、外国の地方公共団体及び国際機関を除く。)が博覧会に關して行う事業で政令で定めるもの用に供する施設に係る事業所等(第七百一条の三十一第一項第五号に規定する事業所等をいう。)において行う事業に対しては、令和九年三月三十一日までを終了する事業年度分に限る。第七百一条の三十二第一項の規定にかかわらず、事業所税を課することができない。この場合において、第七百一条の三十四第六項の規定を準用する。

2 前項の規定の適用がある場合における第七百一条の四十三第一項及び第二項の規定の適用については、これらの規定中「第七百一条の三十四」とあり、及び「同条」とあるのは、「第七百一条の三十四又は附則第三十二条の四第一項」とする。
3 前二項に定めるもののほか、第一項の規定の適用がある場合における事業所税に關する規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。
附則第三十三条第五項中「令和五年三月三十一日」を「令和六年六月三十日」に、「令和四年度分」を「令和五年度分」に改め、同条第六項中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。
附則第三十三条の三第四項及び第八項中「令和五年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。
附則第三十四条の二第一項、第二項、第四項及び第五項中「令和五年度」を「令和八年度」に改める。

附則第三十五条の三第一項中「租税特別措置法第三十七条の十三第一項」を「道府県民税の所得割の納税義務者(租税特別措置法第三十七条の十三第一項に「道府県民税の所得割の納税義務者」を「もの」に、「第三項」を「)又は租税特別措置法第三十七条の十三の二第一項に規定する株式会社」の同項に規定する設立特定株式を払込みにより取得したもの(当該株式会社の発起人であることその他の政令で定める要件を満たすものに限る。第三項に「租税特別措置法第三十七条の十三の二第一項」を「同法第三十七条の十三の三第一項」に改め、同条第六項中「第三十七条の十三の二第八項」を「第三十七条の十三の三第八項」に改め、同条第八項中「によつて」を「により」に改め、同条第九項中「第三十七号の十三の二第十項」を「第三十七号の十三の三第十項」に改め、同条第十項中「第三十七号の十三の二第十項」を「第三十七号の十三の三第十項」に改め、同条第十一項中「特定中小会社の」を「市町村民税の所得割の納税義務者(特定中小会社の」に、「市町村民税の所得割の納税義務者」を「もの」に、「第三十三項」を「)又は租税特別措置法第三十七号の十三の二第一項に規定する株式会社」の同項に規定する設立特定株式を払込みにより取得したもの(当該株式会社の発起人であることその他の政令で定める要件を満たすものに限る。第三十三項に「租税特別措置法第三十七号の十三の二第一項各号」を「同法第三十七号の十三の二第一項各号」に改め、同条第十六項中「第三十七号の十三の二第八項」を「第三十七号の十三の三第八項」に改め、同条第十八項中「によつて」を「により」に改め、同条第十九項中「第三十七号の十三の二第十項」を「第三十七号の十三の三第十項」に改める。
附則第四十条第五項中「又は第十項」を「附則第十五条第十七項」に改める。
附則第五十一条の二を削る。
附則第五十六条第十二項及び第十五項中「第二十二項」を「第二十一項」に改める。
附則第六十三条第一項中「及び次条」及び「次条において同じ」を削り、同条第四項中「者は」を「ときは、その違反行為をした者は」に改める。

附則第三十五条の三第一項中「租税特別措置法第三十七条の十三第一項」を「道府県民税の所得割の納税義務者(租税特別措置法第三十七条の十三第一項に「道府県民税の所得割の納税義務者」を「もの」に、「第三項」を「)又は租税特別措置法第三十七条の十三の二第一項に規定する株式会社」の同項に規定する設立特定株式を払込みにより取得したもの(当該株式会社の発起人であることその他の政令で定める要件を満たすものに限る。第三項に「租税特別措置法第三十七条の十三の二第一項」を「同法第三十七条の十三の三第一項」に改め、同条第六項中「第三十七条の十三の二第八項」を「第三十七条の十三の三第八項」に改め、同条第八項中「によつて」を「により」に改め、同条第九項中「第三十七号の十三の二第十項」を「第三十七号の十三の三第十項」に改め、同条第十項中「第三十七号の十三の二第十項」を「第三十七号の十三の三第十項」に改め、同条第十一項中「特定中小会社の」を「市町村民税の所得割の納税義務者(特定中小会社の」に、「市町村民税の所得割の納税義務者」を「もの」に、「第三十三項」を「)又は租税特別措置法第三十七号の十三の二第一項に規定する株式会社」の同項に規定する設立特定株式を払込みにより取得したもの(当該株式会社の発起人であることその他の政令で定める要件を満たすものに限る。第三十三項に「租税特別措置法第三十七号の十三の二第一項各号」を「同法第三十七号の十三の二第一項各号」に改め、同条第十六項中「第三十七号の十三の二第八項」を「第三十七号の十三の三第八項」に改め、同条第十八項中「によつて」を「により」に改め、同条第十九項中「第三十七号の十三の二第十項」を「第三十七号の十三の三第十項」に改める。
附則第四十条第五項中「又は第十項」を「附則第十五条第十七項」に改める。
附則第五十一条の二を削る。
附則第五十六条第十二項及び第十五項中「第二十二項」を「第二十一項」に改める。
附則第六十三条第一項中「及び次条」及び「次条において同じ」を削り、同条第四項中「者は」を「ときは、その違反行為をした者は」に改める。

定の適用を受けたことがある場合を除き、当該工事が完了した日の属する年の翌年の一月一日)当該工事が完了した日が一月一日である場合は、同日)を賦課期日とする年度分の固定資産税に限り、当該特定マンションに係る区分所有に係る家屋に係る固定資産税額(この項の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者ごとに政令で定めるところにより算定した額の合算額とする。)の三分の一を移貯して六分の一以上二分の一以下の範囲内において市町村の条例で定める割合に相当する額を当該特定マンションに係る区分所有に係る家屋に係る固定資産税額から減額するものとする。

2 前項の規定は、特定マンションに係る区分所有に係る家屋に係る固定資産税の納税義務者から、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から三月以内に、総務省令で定める書類を添付して、当該特定マンションに係る区分所有に係る家屋につき同項の規定の適用があるべき旨の申告書の提出がされた場合限り、適用するものとする。

3 市町村長は、前項に規定する期間の経過後に同項の申告書の提出がされた場合において、当該期間内に当該申告書の提出がされなかつたことについてやむを得ない理由があると認めるときは、当該申告書に係る特定マンションに係る区分所有に係る家屋につき第一項の規定を適用することができ、

附則第十五条の十一第一項中「令和五年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

附則第十六条の二第一項中「令和三年度又は令和四年度」を「令和五年度又は令和六年度」に、「令和三年度分又は令和四年度分」を「令和五年度分又は令和六年度分」に、「住宅用地(以下この項及び第三項に改め、同条第二項中「令和三年度又は令和四年度」を「令和五年度又は令和六年度」に、「令和三年度分又は令和四年度分」を「令和五年度分又は令和六年度分」に改め、同条第三項、第四項及び第六項から第九項までの規定中「令和三年度分又は令和四年度分」を「令和五年度分又は令和六年度分」に改め、同条第十項中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同条第十一項及び第十二項を削り、第十三項を第十一項とする。

附則第三十六條の三第一項中「令和三年度又は令和四年度」を「令和五年度又は令和六年度」に、「令和三年度分又は令和四年度分」を「令和五年度分又は令和六年度分」に、「住宅用地(以下この項及び第三項に改め、同条第二項中「令和三年度又は令和四年度」を「令和五年度又は令和六年度」に、「令和三年度分又は令和四年度分」を「令和五年度分又は令和六年度分」に改め、同条第三項、第四項及び第六項から第九項までの規定中「令和三年度分又は令和四年度分」を「令和五年度分又は令和六年度分」に改め、同条第十項を同条第十三項とし、同条第九項の次に次の三項を加える。

10 市町村は、平成三十年七月豪雨により滅失し、又は損壊した家屋の所有者(当該家屋が共有物である場合には、その持分を有する者を含む。)その他の政令で定める者が、政令で定める区域内に令和五年四月一日から令和七年三月三十一日までの間に、当該滅失し、若しくは損壊した家屋に代わるものと市町村長が認める家屋を取得し、又は当該損壊した家屋を最初に改築した場合における当該取得され、又は改築された家屋に対して課する固定資産税又は都市計画税については、当該家屋が取得され、又は改築された日(当該家屋が令和五年四月一日以後において二回以上改築された場合には、その最初に改築された日。以下この項において同じ。)の属する年の翌年の一月一日(当該家屋が取得され、又は改築された日が一月一日である場合は、同日)を賦課期日とする年度から四年度分の固定資産税又は都市計画税については、当該家屋に係る固定資産税額(附則第十五条の六から第十五条の十一までの規定の適用を受ける家屋にあつては、これらの規定の適用後の額。以下この項において同じ。)又は都市計画税額(同条の規定の適用を受ける家屋にあつては、同条の規定の適用後の額。以下この項において同じ。)のうち、この項の規定の適用を受ける部分に係る税額として政令で定めるところにより算定した額(当該家屋が区分所有に係る家屋である場合又は共有物である家屋である場合は、この項の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者又は各共有者ごとに政令で定めるところにより算定した額の合算額)のそれぞれ二分の一に相当する額を当該家屋に係る固定資産税額又は都市計画税額から減額するものとする。

11 平成三十年七月豪雨により滅失し、又は損壊した償却資産の所有者(当該償却資産が共有物である場合には、その持分を有する者を含む。)その他の政令で定める者が、政令で定める区域内に令和五年四月一日から令和七年三月三十一日までの間に、当該滅失し、若しくは損壊した償却資産に代わるものと市町村長(第三百八十九条の規定の適用を受ける償却資産にあつては、当該償却資産の価格等を決定する総務大臣又は道府県知事)が認める償却資産の取得(共有持分の取得を含む。以下この項において同じ。)又は当該損壊した償却資産の改良を行った場合における当該取得又は改良が行われた償却資産(改良が行われた償却資産にあつては、当該償却資産の当該改良が行われた部分とし、当該滅失し、若しくは損壊した償却資産のうち滅失し、又は損壊した償却資産に代わるものとして政令で定める部分とする。)に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該償却資産の取得又は改良が行われた日後最初に固定資産税を課することとなつた年度から四年度分の固定資産税に限り、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額(第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける償却資産にあつては、これらの規定により課税標準とされる額の二分の一の額)とする。

12 前項の規定の適用がある場合には、附則第十五条の五中「附則第十五条から第十五条の三の二まで」とあるのは、「附則第十五条から第十五条の三の二まで又は附則第十六条の三第十一項」とする。

附則第十六条の三の次に次の一条を加える。

(令和二年七月豪雨に係る被災住宅用地等に対する固定資産税及び都市計画税の特例)

第十六条の四 令和二年七月豪雨により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供された土地で令和二年年度分の固定資産税については第三百四十九条の三の二の規定の適用を受けたもの(第三百四十九条の三の三第一項に規定する被災市街地復興推進地域の区域内にあるものを除く。以下この条において「被災住宅用地」という。)のうち、令和五年度又は令和六年度に係る賦課期日において家屋又は構築物の敷地の用に供されている土地以外の土地の全部又は一部で令和二年度に係る賦課期日における当該被災住宅用地の所有者その他の政令で定める者(第五項及び第六項において「被災住宅用地の所有者等」という。)が所有するものに対して課する令和五年度分又は令和六年度分の固定資産税又は都市計画税については、当該土地を令和五年度又は令和六年度に係る賦課期日において第三百四十九条の三の二第一項に規定する住宅用地(以下この項及び第三項において「住宅用地」という。)として使用することができ、かつ市町村長が認める場合に限り、当該土地を住宅用地とみなして、この法律の規定(第三百四十九条の三の二第二項各号及び第三百八十四条の規定を除く。)を適用する。この場合において、第三百四十九条の三の二第二項中住宅用地のうち、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める住宅用地に該当するもの(一)とあるのは、「附則第十六条の四第一項の規定により住宅用地とみなされた土地のうち政令で定めるところ」とする。

2 令和二年度に係る賦課期日において被災住宅用地を所有し、又はその共有持分を有していた者その他の政令で定める者(以下この項及び第五項において「被災住宅用地の共有者等」という。)が、令和五年度又は令和六年度に係る賦課期日において、当該被災住宅用地の全部若しくは一部を所有し、又はその全部若しくは一部について共有持分を有している場合(前項の規定の適用がある場合を除く)には、令和五年度又は令和六年度に係る賦課期日において当該被災住宅用地の共有者等が所有し、又は共有持分を有している当該被災住宅用地の全部又は一部のうち政令で定めるもの(第七項において「特定被災住宅用地」という。)で家屋又は構築物の敷地の用に供されている土地以外の土地に対して課する令和五年度分又は令和六年度分の固定資産税又は都市計画税については、前項の規定を準用する。この場合において、同項中「附則第十六条の四第一項」とあるのは、「附則第十六条の四第二項において準用する同条第一項」と読み替へるものとする。

十七項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十二項中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十三項中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十四項を同条第十三項とし、同条第十五項中「認定事業により平成二十七年四月一日から令和五年三月三十一日まで」を「認定事業（その事業区域の全部又は一部が特別区の区域内にあるものにあつては、政令で定める要件を満たすものに限る。）により令和五年四月一日から令和八年三月三十一日まで」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十六項中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十七項を同条第十六項とし、同条第十八項中「第二十四条第七項」を「第二十四条第八項（同法第二十九条の九において準用する場合を含む。）に、」地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律（平成二十年法律第四十九号）の施行の日から令和六年三月三十一日まで」を「令和五年四月一日から令和七年三月三十一日まで」に改め、同項を「政府又は地方公共団体」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十九項を同条第十八項とし、同条第二十項中「令和四年度」を「令和六年度」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第二十一項中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第二十二項中「第三十項」を「第二十九項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第二十三項を第二十二項とし、第二十四項を第二十三項とし、同条第二十五項中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十六項を同条第二十五項とし、同条第二十七項中「平成二十五年四月一日から令和五年三月三十一日まで」を「政府の補助で総務省令で定めるものを受けて令和五年四月一日から令和七年三月三十一日まで」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十八項中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第二十九項中「令和五年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第三十項中「令和五年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第三十一項を第三十項とし、第三十二項を第三十一項とし、同条第三十三項中「令和五年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改め、同項を「その者（当該特定事業所内保育施設について最初に当該政府の補助を受けた者に限る。）」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第三十四項中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条第三十五項を同条第三十四項とし、同条第三十六項中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同項を同条第三十五項とし、同条第三十七項中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同項を同条第三十六項とし、同条第三十八項を同条第三十七項とし、同条第三十九項中「令和五年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改め、同項を同条第三十八項とし、同条第四十項を第三十九項とし、第四十一項を第四十項とし、同条第四十二項中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同項を同条第四十一項とし、同条第四十三項を第四十二項とし、第四十四項を第四十三項とし、同条第四十五項中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同項を同条第四十四項とし、同条に次の二項を加える。

45 租税特別措置法第十條第八項第六号に規定する中小事業者又は同法第四十二條の四第十九項第七号に規定する中小企業者（以下この項において「中小事業者等」という。）が令和五年四月一日から令和七年三月三十一日まで（以下この項において「適用期間」という。）内に中小企業等経営強化法第五十三條第二項に規定する認定先端設備等導入計画（以下この項において「認定先端設備等導入計画」という。）に従つて取得した先端設備等（以下この項において「認定先端設備等」という。）を、同法第二條第十四項に規定する先端設備等（以下この項において「先端設備等」という。）に該当する機械及び装置、工具、器具及び備品並びに建物附属設備（家屋と一体となつて効用を果たすもの（第三百四十三條第十項の規定により家屋以外の資産とみなされたものを除く。）を除く。）を除く。以下この項において「機械装置等」という。）（中小事業者等が認定先端設備等導入計画に従つて、法人税法第六十四條の二第三項に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を

行う者が適用期間内に取得をした先端設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。）で政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九條の二の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当該機械装置等に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から三年度分の固定資産税に限り、当該機械装置等に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。ただし、当該機械装置等のうち租税特別措置法第十條の五の四第三項第八号又は第四十二條の十二の五第三項第九号に規定する雇用者給与等支給額の増加に係る事項として政令で定めるものが記載された認定先端設備等導入計画に従つて取得をしたものにあつては、当該機械装置等に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分（令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで）の間に取得したものにあつては、当該機械装置等に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から四年度分）の固定資産税に限り、当該機械装置等に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の一の額とする。

46 道路運送法第三條第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者（同法第五條第一項第三号に規定する路線定期運行を行う者に限る。）が地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第十四條第三項の規定による認定を受けた同法第十三條第一項に規定する道路運送高度化実施計画に基づき実施する同法第二條第七号に規定する道路運送高度化事業（同号八に掲げるものに限る。以下この項において「特定道路運送高度化事業」という。）の用に供する電気自動車（電気を動力とする自動車）で内燃機関を有しないものをいう。）で総務省令で定めるものの充電の用に供する土地及び償却資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九條、第三百四十九條の二又は第七百二條第一項の規定にかかわらず、当該土地及び償却資産が地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第 号）附則第一條第二号に掲げる規定の施行の日から令和十年三月三十一日まで（期間内に最初に特定道路運送高度化事業の用に供された日（以下この項において「供用開始日」という。）の属する年の翌年の一月一日（供用開始日が一月一日である場合には、同日）を賦課期日とする年度から五年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該土地及び償却資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の三分の一の額とする。前条第二項中「前条第十三項若しくは第二十七項」を「前条第十三項」に改め、同条第二項中「前条第十三項若しくは第二十七項」を「前条第十三項若しくは第二十六項」に改める。附則第十五條の八第一項から第三項までの規定中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。

附則第十五條の九第五項及び第十項中「又は次条第一項若しくは第五項」を「次条第一項若しくは第五項若しくは附則第十五條の九の三第一項」に改める。附則第十五條の九の二第五項中「若しくは次条第一項」を加え、同條の次に次の一条を加える。

（大規模の修繕等が行われたマンションに対する固定資産税の減額）
第十五條の九の三 市町村は、新築された日から二十年以上を経過したマンション（マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第百四十九号）第二條第一号に規定するマンション）であつて、人の居住の用に供する専有部分のうち政令で定める専有部分を有するもの（以下この項において「同じ」のうち、同法第五條の二第二項の規定による助言若しくは指導を受けた同項に規定する管理組合の管理者等に係るマンション）又は同法第五條の八に規定する管理計画認定マンションで政令で定めるものであつて、令和五年四月一日から令和七年三月三十一日までの間にマンションの建物の外壁について行う修繕又は模様替を含む大規模な工事で総務省令で定めるものが行われたもの（当該工事が行われた棟に限る。以下この条において「特定マンション」という。）に係る区分所有に係る家屋に対して課する固定資産税については、附則第十五條の九第一項若しくは前条第一項の規定の適用がある場合又は当該特定マンションが既にこの項の規

定された事項（当該特定事業所内保育施設について最初に当該政府の補助を受けた者に限る。）に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第三十四項中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条第三十五項を同条第三十四項とし、同条第三十六項中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同項を同条第三十五項とし、同条第三十七項中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同項を同条第三十六項とし、同条第三十八項を同条第三十七項とし、同条第三十九項中「令和五年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改め、同項を同条第三十八項とし、同条第四十項を第三十九項とし、第四十一項を第四十項とし、同条第四十二項中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同項を同条第四十一項とし、同条第四十三項を第四十二項とし、第四十四項を第四十三項とし、同条第四十五項中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同項を同条第四十四項とし、同条に次の二項を加える。

第一項第三号イ(2)	二万五千五百円	六千五百円
	二万九千円	七千五百円
	二万六千五百円	七千円
	三万二千元	八千円
	三万八千円	九千五百円
	四万四千元	一万円
	五万五百円	一万三千元
	五万七千円	一万四千五百円
	六万四千元	一万六千元
	三万三千元	八千五百円
第一項第三号ロ	四万九千円	一万二千五百円
	五万七千円	一万四千五百円
	六万五千五百円	一万六千五百円
	七万四千元	一万八千五百円
	八万三千元	二万円
	四万九千五百円	千五百円
	六千円	千五百円
	三千七百元	千円
	四千七百元	千二百円
	六千三百円	千六百円
第二項第一号	五千二百円	千三百円
	六千三百円	千六百円
	八千円	二千円
第二項第二号	六千三百円	千六百円
	五千二百円	千三百円
	八千円	二千円

附則第十二条の三第五項を同条第二項とし、同条第六項中「第百七十七条の七第一項」を「第百七十七条の七第一項第一号イ及び第四号イ」に改め、「当該營業用の乗用車が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合は令和四年年度分の自動車税の種別割に限り」を削り、「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に、「令和五年年度分」を「令和初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第三項」を「次」に、「同条」を「同項」に改め、同項に次の表を加える。

第一号イ	七千五百円	四千円
	八千五百円	四千五百円
	九千五百円	五千円
	一万三千八百円	七千円
	一万五千七百円	八千円
	一万七千九百円	九千円
	二万五百円	一万五百円
	二万三千六百円	一万二千元
	二万七千二百円	一万四千元
	四万七百元	二万五百円
第四号イ	四万七百元	二万五百円
第四号ロ	四万七百元	二万五百円

附則第十二条の三第六項を同条第三項とする。
 附則第十二条の五第一項中「第三項、第五項又は第六項」及び「から第六項まで」を「又は第三項」に改め、「次項」の下に「及び第五項」を加え、同条第三項中「百分の十」を「百分の三十五」に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。
 5 第二項の規定の適用を受けた国土交通大臣の認定等の申請をした者又はその一般承継人に対する法人税法の規定の適用については、同法第五十五条第四項中「次に掲げるもの」とあるのは、「次に掲げるもの及び地方税法附則第十二条の五第二項の規定による自動車税の種別割」とする。
 附則第十四条第一項中「第九号」を「第十号」に改め、同条第二項中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。
 附則第十四条の二中「公益社団法人二千二十五年日本国際博覧会協会」の下に「次項及び第三項において「博覧会協会」という」を加え、同条に次の二項を加える。
 2 市町村は、令和六年度から令和八年度までの各年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、博覧会協会との間に博覧会への出席参加契約を締結した者（博覧会に参加する外国政府、外国の地方公共団体及び国際機関を除く。）が博覧会の会場内において博覧会の用に供する家屋及び借却資産で政令で定めるものに対しては、第三百四十二条又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、固定資産税又は都市計画税を課することができない。
 3 市町村は、令和六年度から令和八年度までの各年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、博覧会協会との間に固定資産を博覧会協会に無償で貸し付けることを内容とする契約を締結した者が、当該契約に基づき博覧会協会に無償で貸し付ける固定資産（博覧会の用に供されるものであつて、博覧会協会に無償で貸し付けていることにつき総務省令で定めるところにより証明がされたものに限る。）に対しては、第三百四十二条又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、固定資産税又は都市計画税を課することができない。
 附則第十五条第四項を削り、第五項を第四項とし、同条第六項中「令和五年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「第十三項」を「第十二項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項中「平成三十一年四月一日から令和五年三月三十一日まで」を「令和五年四月一日から令和七年三月三十一日まで」に、「四分の三」を「六分の五」当該設備のうち大規模なものとして政令で定めるものにあつては、当該設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項を同条第八項とし、同条第十項中「令和五年三月三十一日」を「令和十三年三月三十一日」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十一項中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に、「第十八項」を「第

二 納入申告書の提出期限後のその提出若しくは修正申告書の提出又は第七百三十三条の十六第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定に係る法定外目的税の納税義務又は特別徴収義務が成立した日の属する年の前年及び前々年に納税義務又は特別徴収義務が成立した法定外目的税について、不申告加算金若しくは追加加算金(次条第二項の規定の適用があるものに限る。)以下この号及び次条第三項第二号において「特定不申告加算金等」というものを徴収されたことがあり、又は特定不申告加算金等に係る決定をすべきと認める場合

第七百三十三条の十九第三項中「これらの規定に規定する課税標準額の計算の基礎となるべき事実で隠蔽し、又は仮装されたものに基づき納入申告書の提出期限後のその提出、修正申告書の提出又は第七百三十三条の十六第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定があつた日の前日から起算して五年前の日までの間に、法定外目的税について、不申告加算金等を徴収されたことがある。」を「次の各号のいずれか(第一項の規定に該当する場合にあつては、第一号)に該当する」に改め、同項に次の各号を加える。

一 前二項に規定する課税標準額の計算の基礎となるべき事実で隠蔽し、又は仮装されたものに基づき納入申告書の提出期限後のその提出、修正申告書の提出又は第七百三十三条の十六第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定があつた日の前日から起算して五年前の日までの間に、法定外目的税について、不申告加算金等を徴収されたことがある場合

二 納入申告書の提出期限後のその提出、修正申告書の提出又は第七百三十三条の十六第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定に係る法定外目的税の納税義務又は特別徴収義務が成立した日の属する年の前年及び前々年に納税義務又は特別徴収義務が成立した法定外目的税について、特定不申告加算金等を徴収されたことがあり、又は特定不申告加算金等に係る決定をすべきと認める場合

第七百三十三条の十九第四項中「前条第六項」を「前条第七項」に改める。

第七百三十三条の二十一第一項中「以下つて」を「以下より」に、「納税者」を「とき」は、その違反行為をした者」に改め、同条第二項中「以下つて」を「以下より」に、「特別徴収義務者」を「とき」は、その違反行為をした者」に改め、同条第三項中「以下つて」を「以下より」に、「納税者」を「とき」は、その違反行為をした者」に改め、同条第五項及び第六項中「以下つて」を「以下より」に改める。

第七百三十三条の二十五第一項中「損壊し」の下に「若しくは」を加え、「又はその」を「その」に「した」を「し、又はその現状を改変して、その財産の価額を減損し、若しくはその滞納処分に係る滞納処分費を増大させる行為をした」に改め、同条第二項中「また」を削り、同条第三項中「若しくは」を「とき」は、その相手方としてその違反行為をした者」に改め、同条第四項中「以下つて」を「以下より」に改める。

第七百三十三条の二十六第一項中「若しくは」を「場合」は、その違反行為をした者」に改め、同項第一号中「以下つて」を「以下より」に、「したとき」を「したとき、」に改め、同項第二号中「以下つて」を「以下より」に、「同条」を「債権種類」同条「に」の検査」を「を」に改め、次号において同じ、その他の物件の検査」に、若しくは隠蔽し、又はその債権種類で偽りの記載若しくは記録をしたものを提示した者」を「又は隠蔽したとき」に改め、同項に次の一号を加える。

三 第七百三十三条の二十四第六項の場合において、国税徴収法第四十一条の規定の例により行う地方団体の徴税吏員の物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした債権種類その他の物件(その写しを含む)を提示し、若しくは提出したとき。

第七百三十三条の二十六第二項中「以下つて」を「以下より」に改める。

第七百四十七条の五第一項中「のうち」を「のうち」に改め、定めるもの」の下に「及び相続税法第五十八条第二項の規定による通知」を加え、「特定地方税関係通知」を「特定地方税関係通知等」に改め、「地方税関係法令」の下に「及び相続税法第五十八条第二項」を加え、同条第二項中「特定地方税関係通知」を「特定地方税関係通知等」に改める。

第七百四十七条の十三中「特定地方税関係通知」を「特定地方税関係通知等」に改める。

第七百五十六条第四項中「第七十四条の二十四第三項」を「第七十四条の二十四第三項第一号」に改め、同条第五項中「第四百四十四条の四十八第三項」を「第四百四十四条の四十八第三項第一号」に改め、同条第六項中「第四百八十四条第三項」を「第四百八十四条第三項第一号」に改める。

第七百六十二条第一号中「地方団体の長」の下に「総務大臣」を加え、同号イ中「地方団体の長」の下に「又は総務大臣」を加える。

附則第四條第一項第一号中「平成八年法律第八十五号」を削る。

附則第六條第一項及び第四項中「令和六年度」を「令和九年度」に改める。

附則第八條第十一項及び第十二項中「第七項、第八項及び第十一項」を「第七項から第九項まで及び第十二項」に改める。

附則第九條第三項中「令和五年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改め、同条第八項中「収入金額に対する事業税を課される他の電気供給業を行う法人から電気事業法第十七条第一項に規定する託送供給を受けて電気の供給を行う」を「次に掲げる」に、令和五年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改め、当該電気の供給に係る収入金額のうち」を削り、「ものを」金額」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該電気供給業を行う法人が収入金額に対する事業税を課される他の電気供給業を行う法人から電気事業法第十七条第一項又は第二十七條の十二の十第一項に規定する託送供給を受けて電気の供給を行うとき。

二 当該電気供給業を行う法人が配電事業(電気事業法第二條第一項第十一号の二に規定する配電事業をいう。以下この号及び次号において同じ)を行う場合において、当該電気供給業を行う法人が、収入金額に対する事業税を課される一般送配電事業(同項第八号に規定する一般送配電事業をいう。以下この号及び次号において同じ)を行う法人の供給区域内において、配電事業に係る電気工作物(同項第十八号に規定する電気工作物をいう。以下この号及び次号において同じ)を当該一般送配電事業を行う法人から譲り受け、若しくは借り受け、又は新たに設置して同法第二十七條の十二の十第一項に規定する託送供給を行い、かつ、当該一般送配電事業を行う法人に対して当該電気工作物の譲受け若しくは借受けに係る対価又はこれに準ずるもの(次号において「配電事業に係る定期支払額」という)を支払うとき。

三 当該電気供給業を行う法人が一般送配電事業を行う場合において、収入金額に対する事業税を課される配電事業を行う法人が当該電気供給業を行う法人の供給区域内において、配電事業に係る電気工作物を当該電気供給業を行う法人から譲り受け、若しくは借り受け、又は新たに設置して電気事業法第二十七條の十二の十第一項に規定する託送供給を行い、かつ、当該電気供給業を行う法人が当該配電事業を行う法人に対して配電事業に係る定期支払額を支払うとき。

附則第九條に次の一項を加える。

23 株式会社脱炭素化支援機構に対する第七十二條の二十一第一項及び第二項の規定の適用については、令和五年四月一日から令和十年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、同条第一項中「資本金等の額」とあるのは「資本金等の額から地球温暖化対策の推進に関する法律(平成十年法律第十七号)第三十六条の六の規定による政府の出資の金額を控除して得た額」と、同条第二項中「出資金の額」とあるのは「出資金の額から地球温暖化対策の推進に関する法律第三十六条の六の規定による政府の出資の金額を控除して得た額」と、「出資金の額」とあるのは「出資金の額から同法第三十六条の六の規定による政府の出資の金額を控除して得た額」ととする。

附則第十條第一項中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同条第二項中「令和五年三月三十一日」を「令和十三年三月三十一日」に改め、同条第三項中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同条第四項中「第九号」を「第十号」に改める。

(抜 粋)

地方税法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

令和五年三月三十一日

内閣総理大臣 岸田 文雄

法律第一号

地方税法等の一部を改正する法律

(地方税法の一部改正)

第一条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第十五条の二第七項中「において」を「に」に改め、同条第九項第二号中「又は」を「若しくは偽りの客弁をし、」に、「忌避した」を「忌避し、又は同項の規定による物件の提示若しくは提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、若しくは偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類(その作成又は保存に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう、以下この章において同じ。))の作成又は保存がなされている場合における当該電磁的記録を含む。同項において同じ。その他の物件(その写しを含む)を提示し、若しくは提出した」に改め、同条第十項中「又は」を削り、「検査させる」を「検査させ、当該物件(その写しを含む)の提示若しくは提出を求めさせ、又は当該調査において提出された物件を留め置かせる」に改め、同条第十一项中「又は検査」を「検査又は提示若しくは提出の要求」に改める、同条第十五条の六の二第三項の表第十五条の二第九項第二号の項を次のように改める。

第十五条の二第九項第二号	次項の規定による	国税徴収法第四百四十一条の規定の例により行う徴税吏員の
	同項の規定による検査	同条の規定の例により行う徴税吏員の検査
	又は同項の規定による	又は同条の規定の例により行う徴税吏員の
	含む。同項において同じ	含む

第十七条の五第六項中「第七十一条の十四第五項、第七十一条の三十五第六項、第七十一条の五十五第六項、第七十二条の四十六第五項(第一号に係る部分に限る)、第七十二条の二十三第五項、第九十条第五項、第四百四十四條の四十七第五項、第四百七十一条第五項、第四百七十八條第五項、第四百八十三條第五項、第五百三十三條第五項、第六百九十九條第五項、第六百八十八條第五項、第七百一十一條の二第五項、第七百一十一條の三第五項、第七百一十一條の四第五項、第七百一十一條の五第五項、第七百一十一條の六第五項、第七百一十一條の七第五項、第七百一十一條の八第五項、第七百一十一條の九第五項、第七百一十一條の十第五項、第七百一十一條の十一第五項、第七百一十一條の十二第五項、第七百一十一條の十三第五項、第七百一十一條の十四第五項、第七百一十一條の十五第五項、第七百一十一條の十六第五項、第七百一十一條の十七第五項、第七百一十一條の十八第五項、第七百一十一條の十九第五項、第七百一十一條の二十第五項、第七百一十一條の二十一第五項、第七百一十一條の二十二第五項、第七百一十一條の二十三第五項、第七百一十一條の二十四第五項、第七百一十一條の二十五第五項、第七百一十一條の二十六第五項、第七百一十一條の二十七第五項、第七百一十一條の二十八第五項、第七百一十一條の二十九第五項、第七百一十一條の三十第五項、第七百一十一條の三十一第五項、第七百一十一條の三十二第五項、第七百一十一條の三十三第五項、第七百一十一條の三十四第五項、第七百一十一條の三十五第五項、第七百一十一條の三十六第五項、第七百一十一條の三十七第五項、第七百一十一條の三十八第五項、第七百一十一條の三十九第五項、第七百一十一條の四十第五項、第七百一十一條の四十一第五項、第七百一十一條の四十二第五項、第七百一十一條の四十三第五項、第七百一十一條の四十四第五項、第七百一十一條の四十五第五項、第七百一十一條の四十六第五項、第七百一十一條の四十七第五項、第七百一十一條の四十八第五項、第七百一十一條の四十九第五項、第七百一十一條の五十第五項、第七百一十一條の五十一第五項、第七百一十一條の五十二第五項、第七百一十一條の五十三第五項、第七百一十一條の五十四第五項、第七百一十一條の五十五第五項、第七百一十一條の五十六第五項、第七百一十一條の五十七第五項、第七百一十一條の五十八第五項、第七百一十一條の五十九第五項、第七百一十一條の六十第五項、第七百一十一條の六十一第五項、第七百一十一條の六十二第五項、第七百一十一條の六十三第五項、第七百一十一條の六十四第五項、第七百一十一條の六十五第五項、第七百一十一條の六十六第五項、第七百一十一條の六十七第五項、第七百一十一條の六十八第五項、第七百一十一條の六十九第五項、第七百一十一條の七十第五項、第七百一十一條の七十一第五項、第七百一十一條の七十二第五項、第七百一十一條の七十三第五項、第七百一十一條の七十四第五項、第七百一十一條の七十五第五項、第七百一十一條の七十六第五項、第七百一十一條の七十七第五項、第七百一十一條の七十八第五項、第七百一十一條の七十九第五項、第七百一十一條の八十第五項、第七百一十一條の八十一第五項、第七百一十一條の八十二第五項、第七百一十一條の八十三第五項、第七百一十一條の八十四第五項、第七百一十一條の八十五第五項、第七百一十一條の八十六第五項、第七百一十一條の八十七第五項、第七百一十一條の八十八第五項、第七百一十一條の八十九第五項、第七百一十一條の九十第五項、第七百一十一條の九十一第五項、第七百一十一條の九十二第五項、第七百一十一條の九十三第五項、第七百一十一條の九十四第五項、第七百一十一條の九十五第五項、第七百一十一條の九十六第五項、第七百一十一條の九十七第五項、第七百一十一條の九十八第五項、第七百一十一條の九十九第五項、第七百一十一條の百第五項」に改める。

第三十二条の二第一項中「若しくは」ときは、その違反行為をした者は」に改める。
第三十二条の四第一項中「電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この章において同じ。」を削る。

第二十三条第一項第四号イ中「法人税額」の下に「各対象会計年度(法人税法第十五条の二に規定する対象会計年度をいう。)の国際最低課税額(同法第八十二条の二第一項に規定する国際最低課税額をいう。)に対する法人税の額を除く。」を加え、第七項、第八項及び第十一項を「第七項から第九項まで及び第十二項」に改め、同号ロ中「第七項、第八項及び第十一項」を「第七項から第九項まで及び第十二項」に改める。

第二十七条第一項中「若しくは」を「場合によっては、その違反行為をした者は」に改め、同項第一号中「忌避した者」を「忌避したとき」に改め、同項第二号中「提出した者」を「提出したとき」に改め、同項第三号中「若しくは」を「とき、又は」に、「した者」を「したとき」に改める。
第三十条第一項中「たよつて」を「たよつて」を「たよつて」を「たよつて」に改め、同条第二項中「たよつて」を「たよつて」に改め、同条第三項中「たよつて」を「たよつて」に改める。

第三十二条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(所得割の課税標準)」を付し、同条第二項中「たよつて」を「たよつて」に改め、同条第三項中「第八項」の下に「及び次条第一項」を加え、「たよつて」を「たよつて」に改め、同条第六項ただし書中「たよつて」を「たよつて」に改め、同条第七項中「たよつて」を「たよつて」に改め、同条第八項中「たよつて」を「たよつて」に改め、同条第十項中「たよつて」を「理められた」に改める。
第三十三条を次のように改める。

第三十三条 所得割の納税義務者のうち次に掲げる要件のいずれかを満たす者(特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に要する法律(平成八年法律第八十五号)第二条第一項の規定により特定非常災害として指定された非常災害(第五項において「特定非常災害」という)に係る同条第一項の特定非常災害発生日の属する年(以下この項及び次項において「特定非常災害発生日」という)の年分の所得税につき青色申告書を提出している者に限る。)が特定非常災害発生日に生じた損失金額(その者の当該特定非常災害発生日において生じた前条第八項の純損失の金額をいう)又は被災純損失金額(所得税法第七十条の二第四項第一号に規定する被災純損失金額をいう)を有する場合には、当該特定非常災害発生日において生じたものを除く。以下この項において同じ。)を有する場合には、当該特定非常災害発生日に生じた損失金額又は当該被災純損失金額の生じた年の末日の属する年度の翌々年度以後五年以内の各年度分の個人の道府県民税に係る前条の規定の適用については、同条第八項中「純損失の金額」とあるのは「純損失の金額で特定非常災害発生日に生じた損失金額(次条第一項に規定する特定非常災害発生日に生じた損失金額をいう。以下この項において同じ。)及び被災純損失金額(次条第一項に規定する被災純損失金額をいう。次項において同じ。)以外のもの」として除く。並びに当該納税義務者の前年前五年度間に生じた特定非常災害発生日に生じた損失金額(この項の規定により前年において控除されたものを除く。)、と、同条第九項中「純損失の金額」とあるのは「純損失の金額で被災純損失金額以外のもの」として除令で定めるもの」とあるのは「で政令で定めるもの及び当該納税義務者の前年前五年度において生じた被災純損失金額(この項の規定により前年において控除されたものを除く。)」とする。

一 事業資産特定非常災害損失額(所得税法第七十条の二第四項第二号に規定する事業資産特定非常災害損失額をいう。)の当該納税義務者の有する事業用固定資産(同項第三号に規定する事業用固定資産をいう。次号において同じ。)でその者の営む事業所得を生ずべき事業の用に供されるものの価額として政令で定める金額に相当する金額の合計額のうち占める割合が十分の一以上であること。

3 新法第三百二十八条の七第一項の規定は、令和四年一月一日以後に支払を受けるべき地方税法第三百二十八条に規定する退職手当等（以下この項において「退職手当等」という。）について提出する新法第三百二十八条の七第一項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき退職手当等について提出した旧法第三百二十八条の七第一項の規定による申告書については、なお従前の例による。

4 新法附則第三十五条の二の三第五項の規定は、令和四年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、令和三年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

5 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中法人の市町村民税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の市町村民税及び施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の市町村民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の市町村民税及び施行日前に開始した連結事業年度分の法人の市町村民税については、なお従前の例による。

6 新法第二百九十二条第一項第四号（新租税特別措置法第四十二条の十二の七の規定に係る部分に限る。以下この項において同じ。）並びに附則第八十七条（同号の規定に係る部分に限る。）及び第十九号（同号の規定に係る部分に限る。）の規定は、附則第一条第八号に掲げる規定の施行の日以後に終了する事業年度分の法人の市町村民税について適用する。

7 新法第二百九十二条第一項第四号の三（新租税特別措置法第六十八条の十五の七の規定に係る部分に限る。以下この項において同じ。）並びに附則第八十八号（同号の規定に係る部分に限る。）及び第二十号（同号の規定に係る部分に限る。）の規定は、附則第一条第八号に掲げる規定の施行の日以後に終了する連結事業年度分の法人の市町村民税について適用する。

第十一条 附則第一条第五号に掲げる規定による改正後の地方税法の規定中個人の市町村民税に関する部分は、令和六年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、令和五年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

第十二条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中固定資産税に関する部分は、令和三年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和二年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 平成三十年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第八項に規定する雨水貯留浸透施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 附則第一条第九号に掲げる規定による改正後の地方税法附則第十五条第九項の規定は、同項に規定する国際船舶に対して課する同号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の一月一日（当該施行の日が一月一日である場合には、同日）を賦課期日とする年度以後の年度分の固定資産税について適用し、当該年度の前年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

4 附則第一条第九号に掲げる規定の施行の日から海産物の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律（令和三年法律第 号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新法附則第十五条第九項の規定の適用については、同項中「第三十九条の二十三」とあるのは、「第三十九条の二十二」とする。

5 都市鉄道等利便増進法（平成十七年法律第四十一号）の施行の日から令和三年三月三十一日まで（以下この項において「適用期間」という。）の間に取得された旧法附則第十五条第三十一項に規定する機械類に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6 平成三十一年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に新たに取得された旧法附則第十五条第三十一項に規定する機械類に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

7 生産性向上特別措置法（平成三十年法律第二十五号）の施行の日から令和三年三月三十一日まで（以下この項において「適用期間」という。）内に旧法附則第十五条第四十一項に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条第四十一項に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条第四十一項に規定する機械装置等（以下この項において「機械装置等」という。）（中小事業者等が、同条第四十一項に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得した同条第四十一項に規定する先端設備等に該当する先端設備等を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

8 平成三十一年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に整備された旧法附則第十五条第四十三項に規定する対象特定公共施設等の用に供する土地及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

9 地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第二十六号）の施行の日から令和三年三月三十一日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に旧法附則第六十四条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する家屋及び構築物（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により家屋及び構築物を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得した同条に規定する先端設備等に該当する家屋及び構築物を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該家屋及び構築物を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

10 新法附則第六十四条の規定は、令和三年四月一日以後に同条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する対象資産（以下この項において「対象資産」という。）（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が当該対象資産のうち、機械及び装置、工具、器具及び備品並びに同条に規定する建物附属設備にあつては生産性向上特別措置法の施行の日以後、家屋及び構築物にあつては地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第二十六号）の施行の日以後に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する対象資産を含む。）に対して課する（以下この項において「引渡しを受けた場合」という。）の当該対象資産を、令和三年四月一日以後にリース取引により引渡しを受けた場合における当該対象資産を含む。）に対して課する（以下この項において「引渡しを受けた場合」という。）の当該対象資産を、令和三年四月一日以後の年度分の固定資産税について適用する。この場合において、令和三年四月一日から同号に掲げる規定の施行の日の前日までの間に取得をした対象対象資産に対する新法附則第六十四条の規定の適用については、同条中「中小企業等経営強化法第五十三条第二項」とあるのは「生産性向上特別措置法（平成三十年法律第二十五号）第四十一条第二項」と、「第二条第十四項」とあるのは「第三十六条第一項」とする。

第十三条 令和三年四月一日から令和五年三月三十一日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に附則第一条第四号に掲げる規定による改正前の地方税法附則第六十四条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する対象対象資産（以下この項において「対象対象資産」という。）（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により対象対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得した同条に規定する先端設備等に該当する対象対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該対象対象資産を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

2 前項の規定によりなお従前の例によることとされた附則第一条第四号に掲げる規定による改正前の地方税法附則第六十四条の規定の適用がある場合における同法附則第六十四条の二及び第六十四条の三の規定の適用については、なお従前の例による。

(指定納付受託者からの繰入等の徴収等)
第二百三十一條の四 指定納付受託者が第二百三十一條の二の五第一項の繰入等(分担金等であるものに限る。以下この項において同じ。)を同條第一項の指定する日までに納付しない場合における当該繰入等の徴収については、地方税法第十三條の四の規定を準用する。この場合における当該繰入等に係る徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

2 普通地方公共団体の長の長以外の機関がした前項前段において準用する地方税法第十三條の四第一項の規定による処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が当該機関の最上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。

3 第一項前段において準用する地方税法第十三條の四第一項の規定により普通地方公共団体の長がした処分についての審査請求については、同法第十九條の四の規定を準用する。

4 普通地方公共団体の長は、第一項前段において準用する地方税法第十三條の四第一項の規定による処分についての審査請求がされた場合には、当該審査請求が不合法であり、却下するときを除き、議会に諮問した上、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

5 議会は、前項の規定による諮問を受けた日から二十日以内に意見を述べなければならない。

6 普通地方公共団体の長は、第四項の規定による諮問をしないで同項の審査請求を却下したときは、その旨を議会に報告しなければならない。

7 第四項の審査請求に対する裁決を経た後でなければ、第一項前段において準用する地方税法第十三條の四第一項の規定による処分については、裁判所に出訴することができない。

8 第一項前段において準用する地方税法第十三條の四第一項の規定による処分中差押物件の公売は、その処分が確定するまで執行を停止する。

9 第一項前段において準用する地方税法第十三條の四第一項の規定による処分は、当該普通地方公共団体の区域外においても、することができる。

第七條 国有資産等所在市町村交付金法(昭和三十一年法律第八十二號)の一部を次のように改正する。
(国有資産等所在市町村交付金法の一部改正)

第二條 第一項第四号及び第五号中「掲げるもの」の下に「並びにダム用に供する洪水吐ゲート及び放流のための管(これらの設備と一体となつてその効用を全うする施設及び工物を含む。以下「洪水調節に資するもの」として政令で定めるもの(政令で定める部分に限る。))」を加える。

附則第十四項(見出しを含む。)中「平成三十一年度から平成三十三年度まで」を「令和四年度から令和六年度まで」に改める。
第八條 航空機燃料費と税法の一部改正
附則第二項を次のように改める。
(航空機燃料費と税法の特例)
2 令和三年度分の航空機燃料費と税法(昭和四十七年法律第十三號)の一部を次のように改正する。
附則第二項(航空機燃料費と税法の特例)
2 令和三年度分の航空機燃料費と税法(昭和四十七年法律第十三號)の規定による航空機燃料費の収入額の十三分の二に相当する額」とあるのは「令和三年度分の航空機燃料費(昭和四十七年法律第七號)の規定による航空機燃料費に係る調査決定額(国税収納金整理資金に関する法律(昭和二十九年法律第三十六號)第九條第二項において準用する金額法(昭和二十二年法律第三十五號)第六條の規定による調査決定をされた額をいう。以下この項及び第三條第一項において同じ。)の九分の四に相当する額と航空機燃料費の規定による航空機燃料費の収入額から当該調査決定額を控除した額の九分の二に相当する額との合算額(当該調査決定額が当該収入額を超える場合は、当該調査決定額の九分の四に相当する額から当該収入額を超える額を控除した額)と、第三條第一項の表九月の項中「三月」とあるのは「三月の収納に係る航空機燃料費の収入額の九分の二に相当する額に、同年の四月」と、「収納に係る航空機燃料費の収入額の十三分の二に相当する額」とあるのは「当該年度分の航空機燃料費に係る調査決定額の九分の四に相当する額」と当該期間内の収納に係る航空機燃料費の収入額から当該調査決定額を控除した額の九分の二に相当する額との合算額(当該調査決定額が当該収入額を超える場合は、当該調査決定額の九分の四に相当する額から当該収入額を超える額を控除した額)と、同表三月の項中「収納に係る航空機燃料費の収入額の十三分の二に相当する額」とあるのは「当該年度分の航空機燃料費に係る調査決定額の九分の四に相当する額」と当該期間内の収納に係る航空機燃料費の収入額から当該調査決定額を控除した額の九分の二に相当する額との合算額(当該調査決定額が当該収入額を超える場合は、当該調査決定額の九分の四に相当する額から当該収入額を超える額を控除した額)とする。

額に、同年の四月」と、「収納に係る航空機燃料費の収入額の十三分の二に相当する額」とあるのは「当該年度分の航空機燃料費に係る調査決定額の九分の四に相当する額」と当該期間内の収納に係る航空機燃料費の収入額から当該調査決定額を控除した額の九分の二に相当する額との合算額(当該調査決定額が当該収入額を超える場合は、当該調査決定額の九分の四に相当する額から当該収入額を超える額を控除した額)と、同表三月の項中「収納に係る航空機燃料費の収入額の十三分の二に相当する額」とあるのは「当該年度分の航空機燃料費に係る調査決定額の九分の四に相当する額」と当該期間内の収納に係る航空機燃料費の収入額から当該調査決定額を控除した額の九分の二に相当する額との合算額(当該調査決定額が当該収入額を超える場合は、当該調査決定額の九分の四に相当する額から当該収入額を超える額を控除した額)とする。

附則 (施行期日)
第一條 この法律は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一條中地方税法の目次の改正規定(「地方税関係債権等」を「地方税関係債権等」に改める部分に限る。)、同法第十七條の六第三項第二号、第五十條の七第一項、第七十一條の五十一第三項及び第三百二十八條の七第一項の改正規定、同法第七章の署名の改正規定並びに同法第七百四十八條から第七百五十六條までの改正規定並びに同法附則第四條の四第一項及び第三項の改正規定並びに次条並びに附則第三條第三項及び第四項、第十條第三項並びに第十八條の規定 令和四年一月一日
二 第一條中地方税法の目次の改正規定(「第十三條の三」を「第十三條の四」に改める部分に限る。)、及び同法第一章第六節中第十三條の三の次に一條を加える改正規定並びに第六條並びに附則第十九條第二項から第五項まで及び第二十四條から第二十八條までの規定 令和四年一月四日
三 第二條中地方税法第七十二條の二第一項第三号、第七十二條の二十四の七第二項及び第三項、第七十二條の四十一第一項第二号、第七十二條の四十八第三項第二号及び第九項並びに第七百一十一條の三十四第三項第十六号の改正規定並びに同法附則第九條第二十一項の改正規定並びに同條に一項を加える改正規定並びに第三條並びに附則第六條、第七條及び第十六條の規定 令和四年四月一日
四 第二條中地方税法附則第六十四條を削る改正規定、同法附則第六十四條の二の改正規定、同條を同法附則第六十四條とする改正規定、同法附則第六十四條の三の改正規定、同條を同法附則第六十四條の二とする改正規定並びに同法附則第六十五條第一項及び第七十三條の改正規定並びに附則第十三條の規定 令和五年四月一日
五 第二條(前二号に掲げる改正規定を除く。並びに附則第四條及び第十一條の規定 令和六年一月一日)

六 第一條中地方税法第三百四十九條の三第十八項の改正規定及び同法附則第十一條に二項を加える改正規定(第十八項に係る部分に限る。)、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律等の一部を改正する法律(令和三年法律第十七號)の施行の日
七 第一條中地方税法附則第十一條第十五項の改正規定(第二條第十一項第七号)を「第二條第十項第七号」に改める部分に限る。、同法附則第六十四條の改正規定、同法附則第六十五條の改正規定(同條第一項中「前二條」を「附則第六十三條及び第六十四條」に改める部分を除く。)、並びに同法附則第六十六條第一項から第三項まで、第六十八條、第六十九條、第七十二條第二項及び第七十三條から第七十五條までの改正規定並びに附則第十二條第九項及び第十項の規定 産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律(令和三年法律第 号) 附則第一條第二号に掲げる規定の施行の日

額に、同年の四月」と、「収納に係る航空機燃料費の収入額の十三分の二に相当する額」とあるのは「当該年度分の航空機燃料費に係る調査決定額の九分の四に相当する額」と当該期間内の収納に係る航空機燃料費の収入額から当該調査決定額を控除した額の九分の二に相当する額との合算額(当該調査決定額が当該収入額を超える場合は、当該調査決定額の九分の四に相当する額から当該収入額を超える額を控除した額)と、同表三月の項中「収納に係る航空機燃料費の収入額の十三分の二に相当する額」とあるのは「当該年度分の航空機燃料費に係る調査決定額の九分の四に相当する額」と当該期間内の収納に係る航空機燃料費の収入額から当該調査決定額を控除した額の九分の二に相当する額との合算額(当該調査決定額が当該収入額を超える場合は、当該調査決定額の九分の四に相当する額から当該収入額を超える額を控除した額)とする。

〔固定資産課税台帳の登録事項の特例〕

第六十四條の三 附則第六十三條又は第六十四條の規定の適用がある場合には、附則第十五條の五中「附則第十五條から第十五條の三の二まで」とあるのは、「附則第十五條から第十五條の三の二まで、第六十三條又は第六十四條」とする。

附則第六十五條第一項中「前二條」を「附則第六十三條及び第六十四條」に、「の規定による」を「並びに地方税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第七号）附則第十二條第九項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第一條の規定による改正前の地方税法附則第六十四條の規定による」に、「令和六年度」を「令和八年度」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「令和六年度」を「令和八年度」に改める。

附則第六十六條第一項から第三項まで、第六十八條、第六十九條及び第七十二條第二項中「令和六年度」を「令和八年度」に改める。

附則第七十三條中「令和六年度」を「令和八年度」に改め、「道府県の普通税」とあるのは「地方税法附則第六十三條第一項及び第六十四條」の下に「並びに地方税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第七号）以下この項において「地方税法等改正法」という。附則第十二條第九項の規定によりなお従前の例によることとされた地方税法等改正法第一條の規定による改正前の地方税法（以下この項において「旧地方税法」という。附則第六十四條）を加え、「地方税法第七十一條の四十七」とあるのは「同法第七十一條の四十七」とを削り、「市町村の普通税」とあるのは「地方税法附則第六十三條第一項及び第六十四條」及び「指定市の普通税」とあるのは「地方税法附則第六十三條第一項及び第六十四條」の下に「並びに地方税法等改正法附則第十二條第九項の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第六十四條」を加える。

附則第七十四條及び第七十五條中「令和六年度」を「令和八年度」に改める。

第二條 地方税法の一部を次のように改正する。
第四十五條の三の第三項中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢十六歳未満の者に限る」に改める。

第七十二條の二第二項第三号中「及び同項第十四号」を「同項第十四号に改め、「発電事業等」という。の下に「及び同項第十五号の三に規定する特定卸供給事業（以下この節において「特定卸供給事業」という。）を加える。

第七十二條の二第四号第七項及び第三項中「及び発電事業等」を「発電事業等及び特定卸供給事業」に改める。

第七十二條の四十一第一項第二号中「又は発電事業等」を「発電事業等又は特定卸供給事業」に、若しくは「発電事業等」を「発電事業等若しくは特定卸供給事業」に改める。

第七十二條の四十八第三項第二号中「含む」の下に「同条第一項第十一号の二に規定する配電事業（第九項第一号及び第二号において「配電事業」という。）を加え、同号八中「発電事業等」の下に「及び特定卸供給事業」を加え、同条第九項第一号中「又は送電事業」を「送電事業又は配電事業」に、「及び送電事業」を「送電事業及び配電事業」に改め、同項第二号中「送電事業」の下に「配電事業」を加える。

第三百一十一條第一号中「扶養親族」の下に「年齢十六歳未満の者及び第三百十四條の二第一項第十一号に規定する控除対象扶養親族に限る」を加える。

第三百一十四條の二第一項第十一号中「及び第三百十七條の三の三第一項」を削る。

第三百一十七條の三の三第一項中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢十六歳未満の者に限る」に改める。

第三百一十七條の六第九項中「第三百二十一條の四第九項」を「第三百二十一條の四第十一項」に改める。

第三百二十一條の四第一項中「第九項」を「第十一項」に改め、同条第七項中「の同意がある」を「第三百一十七條の六第一項に規定する給与支払報告書に記載すべきものとされる事項を同条第五項（第一号に係る部分に限る。）の規定により提供した者又は同条第一項の規定による給与支払報告

書の提出を第七百四十七條の二第一項の規定により行つた者に限る。以下この項から第九項まで及び第十一項において「特定特別徴収義務者」というが、第一項後段（前項において準用する場合を含む。以下この項、次項及び第十項において同じ。）の規定により当該特定特別徴収義務者に通知すべき通知事項について、電磁的方法により提供を受けることを希望する旨の申出をしたに改め、「前項において準用する場合を含む。次項において同じ。」を削り、「特別徴収義務者」を「特定特別徴収義務者」に改め、代えて「の下に「当該」を加え、「提供することができる」を「提供しなければならない」に改め、同条第九項中「提供」の下に「及び第八項の規定により行われた通知事項の送信」を加え、「同項」を「第七項又は第八項」に、「がこれらの規定」に、「特別徴収義務者」を「特定特別徴収義務者」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「前項」を「第七項又は第八項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十項の次に次の二項を加える。

8 市町村長は、特定特別徴収義務者（第一項後段の規定により当該特定特別徴収義務者を經由して納税義務者に通知すべき通知事項を、電磁的方法により当該納税義務者に提供することを希望する旨の申出をした場合には、当該通知事項について、電磁的方法により送信を受けることを希望する旨の申出をした場合には、同項後段の規定による当該納税義務者に対する通知に代えて、当該通知事項を、総務省令で定めるところにより、地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、機構を經由して行う方法により当該特定特別徴収義務者に送信し、これを經由して当該納税義務者に提供しなればならない。

9 前項の場合において、同項の通知事項の送信を受けた特定特別徴収義務者は、当該通知事項を電磁的方法（これにより難いと認められる納税義務者に対しては、総務省令で定める方法）により納税義務者に提供するものとする。

第三百二十一條の六第一項中「納税者」を「納税義務者」に改め、同条第二項中「においては」を「には」に、「第九項」を「第十一項」に、「同条第八項」を「同条第十項」に改める。

第七百一十一條の三十四第三項第十六号中「又は」を「同項第十一号の二に規定する配電事業」に改め、「発電事業」の下に「又は同項第十五号の三に規定する特定卸供給事業」を加える。

第七百六十二條第二号ロ(1)中「第三百二十一條の四第七項及び第九項」を「第三百二十一條の四第七項、第八項及び第十一項」に改める。

附則第三條の三第一項中「及び扶養親族」の下に「年齢十六歳未満の者及び第三十四條第一項第十一号に規定する控除対象扶養親族に限る。以下この項及び次項において同じ。」を加え、同条第四項中「及び扶養親族」の下に「年齢十六歳未満の者及び第三百十四條の二第一項第十一号に規定する控除対象扶養親族に限る。以下この項及び次項において同じ。」を加える。

附則第九條第二十一項中「一般送配電事業者」を「一般送配電事業者（以下この項において「一般送配電事業者」という。）が「に改め、場合」の下に「又は同項第十一号の三に規定する配電事業者がこれらの金額を一般送配電事業者で総務省令で定めるものに交付する場合」を加え、同条に次の一項を加える。

22 特定吸収分割会社（令和二年八月十三日においてガス事業法第二條第五項に規定する一般ガス導管事業（以下この項において「一般ガス導管事業」という。）の用に供する導管の総体としての規模が同法第五十四條の二に規定する政令で定める規模以上であることその他同条に規定する政令で定める要件に該当する同法第二條第六項に規定する一般ガス導管事業者であつた者であつて、同日から令和四年四月一日までの間（以下この項において「特定期間」という。）に会社法第七百五十七條の規定により吸収分割をする同法第七百五十八條第一号に規定する吸収分割会社をいう。以下この項において同じ。）又は特定吸収分割承継会社（特定期間内に同法第七百五十七條の規定により特定吸収分割会社からその事業に関する権利義務の全部又は一部を承継する会社であつて、ガス事業法第二條第二項に規定するガス小売事業者、一般ガス導管事業又は同条第九項に規定するガス製造事業者のいずれかを営む会社法第七百五十七條に規定する吸収分割承継会社（当該特定吸収分割会社がその設立の日から引き継ぎ発行済株式の全部を有する株式会社に限る。）をいう。以下この項において同じ。）が、当該特定吸収分割会社と当該特定吸収分割承継会社との間で取引（特定吸収分割会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を二以

参考

(抜粋)

地方税法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

令和三年三月三十一日

内閣総理大臣 菅 義偉

法律第七号

地方税法等の一部を改正する法律

(地方税法の一部改正)

第一条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。
目次中「第十三条の三」を「第十三条の四」に、「地方税関係横簿」を「地方税関係帳簿等」に改める。

第一章第六節中第十三条の三の次に次の一条を加える。

(指定納付受託者が委託を受けた場合の徴収の特例)

第十三条の四 地方自治法第二百三十一条の三第三項に規定する指定納付受託者(以下この条において「指定納付受託者」という。)が同法第二百三十一条の二の二の規定による委託を受けた場合において、当該指定納付受託者が同法第二百三十一条の二の五第一項の規定により納付し、又は納入すべき地方団体の徴収金を同項の指定する日までに完納しなかつたときは、地方団体の長は、地方団体の徴収金の保証人に関する徴収の例によりその地方団体の徴収金を当該指定納付受託者から徴収するものとする。

2 地方団体の長は、地方自治法第二百三十一条の二の五第一項の規定により指定納付受託者が納付し、又は納入すべき地方団体の徴収金については、当該指定納付受託者に対して滞納処分をしてもらな徴収すべき残余がある場合でなければ、その残余の額について当該地方団体の徴収金に係る納税者又は特別徴収義務者から徴収することができない。

第七十一條の五十一第三項中「金額」の下に「又は同項に規定する特定費用の金額(当該特定費用の金額が選択口座においてその年最後に行われた同条第二項に規定する対象課税等に係る同項に規定する源泉徴収口座内通算所得金額を超える場合には、その超える部分の金額を控除した金額)を加える。」
第七十一條の五十一第三項中「金額」の下に「又は同項に規定する特定費用の金額(当該特定費用の金額が選択口座においてその年最後に行われた同条第二項に規定する対象課税等に係る同項に規定する源泉徴収口座内通算所得金額を超える場合には、その超える部分の金額を控除した金額)を加える。」
第七十一條の五十一第三項中「金額」の下に「又は同項に規定する特定費用の金額(当該特定費用の金額が選択口座においてその年最後に行われた同条第二項に規定する対象課税等に係る同項に規定する源泉徴収口座内通算所得金額を超える場合には、その超える部分の金額を控除した金額)を加える。」

第二十三條第一項第四号イ中「第四十二條の十二の五の二」を「第四十二條の十二の六」に、「第六十六條の七」を「第四十二條の十二の七(第一項から第三項まで、第七項、第八項及び第十一項を除く。)、第六十六條の七」に改め、同号ロ中「及び第四十二條の十二の五の二」を「、第四十二條の十二の六に、」の規定の「を」及び第四十二條の十二の七(第一項から第三項まで、第七項、第八項及び第十一項を除く。)」の規定の「に改め、同項第四号の三中「第六十八條の十五の六の二」の下に「第六十八條の十五の七」を加え、同項第四号の四中「第六十八條の十五の四第五項」を削る。

第四十五條の三の二第四項中「所得税法第九十八條第二項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて総務省令で定めるものをいう。以下この款において同じ。))による当該申告書に記載すべき事項の提供を適正に受けることができる措置を講じていることその他の政令で定める要件を満たす」に改め、「電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて総務省令で定めるものをいう。次条第四項において同じ。」を削る。

第四十五條の三の三第四項中「所得税法第二百三十三條の六第六項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「電磁的方法による当該申告書に記載すべき事項の提供を適正に受けることができる措置を講じていることその他の政令で定める要件を満たす」に改める。

第五十條の六第一項中「によつて」を「により」に改め、同項第一号中「本条及び次条第二項」を「この条並びに次条第二項及び第三項」に改め、同条第二項中「によつて」を「により」に改める。

第五十條の七第一項中「あわせて」を「併せて」に改め、同項第二号中「当該退職手当等」を「当該支払済みの他の退職手当等」に、「第三十條第四項」を「第三十條第七項に規定する一般退職手当等、同条第四項に規定する短期退職手当等又は同条第五項」に改め、又は同法第二百一十一條第一項第一号イに規定する「一般退職手当等」を削り、同項第四号中「第三十條第五項第三号」を「第三十條第六項第三号」に改め、同条に次の二項を加える。

3 第一項の退職手当等の支払を受ける者は、退職所得申告書の提出の経由すべき退職手当等の支払者が電磁的方法による当該退職所得申告書に記載すべき事項の提供を適正に受けることができる措置を講じていることその他の政令で定める要件を満たす場合には、総務省令で定めるところにより、当該退職所得申告書の提出に代えて、当該退職手当等の支払者に対し、当該退職所得申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

4 前項の規定の適用がある場合における第二項の規定の適用については、同項中「退職所得申告書」とあるのは「退職所得申告書に記載すべき事項」と、「支払者に受理されたとき」とあるのは「支払者が提供を受けたとき」と、「受理された時」とあるのは「提供を受けた時」とする。

第五十三條第五項、第九項、第十二項第一号及び第十五項中、「第四十二條の十二の三第五項」を削る。

第七十一條の五十一第三項中「金額」の下に「又は同項に規定する特定費用の金額(当該特定費用の金額が選択口座においてその年最後に行われた同条第二項に規定する対象課税等に係る同項に規定する源泉徴収口座内通算所得金額を超える場合には、その超える部分の金額を控除した金額)を加える。」
第七十一條の五十一第三項中「金額」の下に「又は同項に規定する特定費用の金額(当該特定費用の金額が選択口座においてその年最後に行われた同条第二項に規定する対象課税等に係る同項に規定する源泉徴収口座内通算所得金額を超える場合には、その超える部分の金額を控除した金額)を加える。」
第七十一條の五十一第三項中「金額」の下に「又は同項に規定する特定費用の金額(当該特定費用の金額が選択口座においてその年最後に行われた同条第二項に規定する対象課税等に係る同項に規定する源泉徴収口座内通算所得金額を超える場合には、その超える部分の金額を控除した金額)を加える。」

(3) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて令和二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条及び第五十七條において「令和二年度基準エネルギー消費効率」という。以上であること。
和二年度基準エネルギー消費効率」という。以上であること。
和二年度基準エネルギー消費効率」という。以上であること。

(4) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。
第百四十九條第一項第四号ロ中「令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百二十」を「令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の八十五」に改め、同号ロに次のように加える。
第百四十九條第一項第四号ハ中「又はトラック」を削り、同号ハロ中「基準エネルギー消費効率であつて平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条及び第五十七條において「平成二十七年基準エネルギー消費効率」という。))に百分の百二十」を「令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五」に改め、同号ホ中「又はトラック」を削り、同号ホロ中「平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値」を「令和二年度基準エネルギー消費効率」に改め、同号ホを同号ヘとし、同号ニロ中「百分の百十」を「百分の百十五」に改め、同号ニを同号ホとし、同号ハの次に次のように加える。

二 車両総重量が二・五トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの
(1) 次のいずれかに該当すること。
(イ) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
(ロ) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。